

その他必要な書類等について（旅館業）

- 【 変更 】 許可申請書の記載事項を変更したときは、10日以内に届出が必要です。
 (☆)：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請書	変更届(☆)	
<input type="checkbox"/>	共通	1. 営業許可証(原本) (営業許可証の記載事項に関する変更の場合に提出してください。)	※1
<input type="checkbox"/>	申請者	2. 営業者(法人)の代表者の変更、組織変更等による社名変更等の場合は、履歴事項全部証明書(最新のもの、写しでも可)	※2
<input type="checkbox"/>	申請者	3. 営業者(法人)の代表者の変更の場合、旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式(☆)	
<input type="checkbox"/>	構造設備	4. 構造設備等の概要 (施設の構造設備等の変更に係るものであるときは、構造設備等の概要書及び変更内容が分かる図面等)	※3

- 【 廃止 】 営業を廃止したときは、10日以内に届出が必要です。
 (☆)：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>		廃止届(☆)	
<input type="checkbox"/>		1. 営業許可証(原本)	※1

- 【 停止 】 営業の全部若しくは一部を停止したときは、10日以内に届出が必要です。
 (☆)：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>		停止届(☆)	
<input type="checkbox"/>		1. 一部停止の場合であって、停止部分の記載が困難な時は、その部分に分かる書類	

- 【 管理者 】 管理者を設置、変更又は廃止したときは、速やかに届出が必要です。
 (☆)：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>		管理者設置・変更・廃止届(☆)	※4

- 【 許可証再交付 】 営業許可証を破り、汚し、又は紛失した場合は、許可証の再交付を申請してください。
 (☆)：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>		営業許可証再交付申請書(☆)	※1

※1 営業許可証を紛失している場合は本人確認書類の添付が必要になる場合がありますので、手続き前に保健所にご相談ください。

※2 変更の履歴がわかるものが必要です。

※3 旅館業法に基づく宿泊施設の営業をしている建物については旅館業法以外に建築基準法や消防法等の他法令にも適合させる必要があります。

施設の構造設備等を変更する場合は、その建物について建築確認の手続きが不要な場合でも、建築基準法の様々な規定に適合させる必要があります。適合の判断には、専門的な知識が必要となるため、必要に応じて建築士等の専門家に相談の上、適法に計画・工事を行ってください。詳しくは、広島市ホームページ「飲食店や物販店舗、ホテル、福祉施設等を開業するときの建築物に関する注意事項 (URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kenchiku/350673.html>)」をご確認ください。

※4 広島市ホームページより、電子申請が可能です。